

# 最低賃金 引き上げのチャンス! 全国どこでも1000円以上に!

今年の最低賃金を決める最低賃金審議会がはじまりました。最低賃金は「法律でそれ以下で働かせてはいけない」と定めた賃金額です。

日本では、増税と物価上昇で生活費はアップしているのに、賃金は1997年より10%ダウン。私たち皆の賃金の土台、「最低賃金」の大幅な引き上げと、中小企業への支援が必要です!

最低賃金は労働者と経営者の意見を聞いて政府が改定します。今がチャンス!! 声を上げましょう。



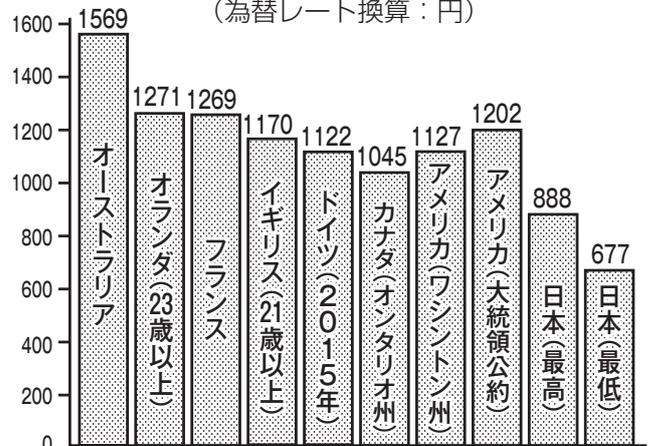
## 地域間の格差は月額37,000円も生活できる賃金の実現を!

政府は「好転し始めた景気を賃上げに活かし、経済に反映させることが必要。」と明言しています。ところが、厚生労働大臣が決定権をもつ「最低賃金」は、最も高い東京でも888円、鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄では677円です。これではフルタイムで働いても月10~13万円にしかならず、「健康で文化的な最低限の生活」(憲法25条)すら、まかなえません。

しかも地域間の格差が最大で時給211円もあるため、賃金の低い地方から労働者が出て行く現象が広がっています。暮らしと地域経済のため、賃金格差のは正と水準の大幅な引き上げが必要です。

## 日本の最低賃金は低すぎる 最賃1000円以上は当たり前

日本と欧米各国の最低賃金額  
(為替レート換算：円)



先進国では最低賃金が月額20万円、時間額1000円以上という国は珍しくありません。その上、世界の主流は地域格差のない「全国一律最低賃金制度」です。

「時給1000円は、中小企業にとって支払い困難」との意見もありますが、格差のない、まともな水準の最低賃金を保障することで、全国どの地域でも最低限の消費購買力が確保され、それによって地域経済と中小企業が支えられます。

都道府県別最低賃金					
北海道	748	長野	728	岡山	719
青森	679	富山	728	広島	750
岩手	678	石川	718	山口	715
宮城	710	福井	716	徳島	679
秋田	679	岐阜	738	香川	702
山形	680	静岡	765	愛媛	680
福島	689	愛知	800	高知	677
茨城	729	三重	753	福岡	727
栃木	733	滋賀	746	佐賀	678
群馬	721	京都	789	長崎	677
埼玉	802	大阪	838	熊本	677
千葉	798	兵庫	776	大分	677
東京	888	奈良	724	宮崎	677
神奈川	887	和歌山	715	鹿児島	678
新潟	715	鳥取	677	沖縄	677
山梨	721	島根	679		

(円/時間)

最低賃金法とは?  
賃金の最低額を定めた法律。それ以下で働かせても働いてもいけません。月給の場合、残業代や通勤手当、一時金等を除いた「時間当たり賃金」でチェックします。

お気軽に電話して下さい

秘密厳守  
相談無料

労働相談ホットライン

フリーダイヤル  
☎ 0120-

378-060

**全労連** 全国労働組合総連合



〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4  
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620  
http://www.zenroren.gr.jp

